

海外留学保険

留学・ワーキングホリデー用

パンフレット 別冊 重要事項説明書

AIG損保



海外旅行保険

海外留学保険は さまざまなリスクを幅広くカバーし、 海外留学に行かれる お客さまをサポートします。

パッケージ補償とサービス



携行品の補償



航空機遅延 などの補償



アシスタンス・ サービス



CONTENTS

はじめに	1
パッケージ補償の内容	3
ご契約タイプ一覧表	5
短期留学プラン 長期留学プラン / ワーキングホリデープラン	
アシスタンス・サービス	9
補償内容	11
基本となる補償	
主な特約の概要	
その他の補償	
留学促進キャンペーンへの支援	19

AIG損保の海外留学保険 3つの特長

ケガ・病気補償が充実

- 治療・救援費用を無制限※に補償する 「インフィニティプラン」で安心サポート
- 保険期間31日以内の契約については
 - ・ 持病・既往症の急激な悪化
 - ・旅行中の急激な歯痛による歯科治療
 - ・妊娠初期の異常による症状 (妊娠満22週以後の発症は除く)も補償します。
- ※無制限とは治療・救援費用の補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限にすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。

長期留学ならではのトラブルに対応

- 保険期間32日以上の契約については
 - ・住居内の家財や身の回り品の盗難・破損
 - ・借家の火災による家主への賠償責任など留学生が現地 でアパートなどを借りて生活する場合のトラブルも しっかりカバー
- ご家族の死亡・危篤による一時帰国費用 (オプション、保険期間3か月以上にセット可能)

アシスタンス・サービス

■ 24時間365日、日本語対応のコールセンターが トラブル時にサポート

AIGについて

AIG(アメリカン・インターナショナル・グループ)は 世界有数の規模を誇る保険グループとして、

世界各国で保険事業を展開しています。

100年以上、AIGは複雑なリスクに立ち向かってきました。

私たちは、お客さまの未来のために、潜在的なリスクをとらえ、

万一の事故を未然に防ぐことに世界中で力を尽くしています。

リスクマネジメントにおける高度な専門性と強固な財務力によって

世界80以上の国や地域のお客さまを支えてきたAIGは、

お客さまのニーズにより深く応えるためになおも進化しようとしています。

AIG損保の海外留学保険は ここが違います

■ お客さま満足度が高いサポート体制

海外で「信頼」できるAIG損保の損害サービス。 お客さま満足度 **93.3%** [※]

※「満足」「やや満足」とお答えになったお客さまの割合(2018年 弊社実績)

93.3%

■ いつでも日本語でサポート アシスタンス・サービス

アシスタンスセンターでは、24時間365日、お客さまの万一の時のお電話を日本語で対応し、ご安心いただいています。更に留学生の多い、米国・カナダ・イギリス・フランス・中国等では、

現地でも保険金請求をお受けします。

24時間365日

■ 世界55万か所以上の医療機関で留学生をしっかりサポート

米国を中心に、世界**55万か所**以上の医療機関を抱える医療ネットワークと提携しているAIGグループが、留学生をサポートします。 キャッシュレス・メディカルサービス (その場で費用を自己負担することなく治療

(その場で費用を目出負担することなく治療を受けていただけるサービス)を多くの病院でご提供しています。

世界 55 万か所以上

■ 保険金のお支払い体制

損害サービスセンター(保険金支払担当部門)を東京と沖縄に 設置。軽微な案件では**5日以内**に支払いを実施しています。

※2019年度軽微な案件における支払日数平均

5日以内

■ 医療サポート体制

世界4か所に医師や看護師が常駐。AIGメディカルチームとお客さまを診察する医師が連絡をとり、 世界 か所迅速に保険金をお支払いできる体制。



パッケージ補償の内容

健康にまつわるトラブルには・・・ ご自身のケガや病気の補償

傷害死亡/疾病死亡



ケガまたは病気が原因で亡くなられた

傷害後遺障害



旅行中のケガが原因で後遺障害が生じた

緊急歯科治療 保険期間31日まで

旅行中に急に歯が痛くなった(※1)

治療・救援費用



階段で転倒して骨折



盲腸で入院



ケガや病気で長期入院U日本から家族が現地に駆けつける

疾病応急治療・保険期間31日まで 救援費用



旅先で旅行前にかかっていた病気が 急激に悪化(※2)

手荷物にまつわるトラブルには… 携行品の補償

携行品損害/生活用動產補償(※3)



買い物中にスマートフォンを盗まれた



カメラを落とし、壊してしまった

航空機にまつわるトラブルには… 航空機遅延などの補償

旅行事故緊急費用(※4) 保険期間31日まで



航空会社に預けた手荷物が



悪天候で、搭乗予定の航空機が 飛ばなかった(※6)



列車が運休したため、急きょ タクシーで空港へ向かった

その他、このような トラブルも補償します。

個人賠償責任/個人賠償責任(長期用)



お湯を出しっぱなしで寝てしまい、 水浸しになり、修理費を請求された

- (※1)緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理をいいます。なお、緊急歯科 治療を伴わない検査、予防治療、あらかじめ予定・予測されていた治療など、保険金をお支払いできない場合があります。
- (※2)旅行前に渡航先の病院または診療所で診察の予約または入院の手配などが行われていた場合など、保険金をお支払いできない場合が
- (※3) 携行品/生活用動産(パスポートを含みます。)の紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いできません。
- (※4)公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により発生が証明される予期せぬ偶然な事故によって次の費用を負担した場合 に補償の対象となります。
- ●交通費 ●宿泊施設の客室料 ●食事代 ●国際電話料等通信費 ●渡航手続費 ●渡航先での各種サービス取消料 ●身の回り品購入費 (※5)保険期間32日以上のプランでは、「航空機寄託手荷物遅延」により補償されます。
- (※6)保険期間32日以上のプランでは、「航空機遅延費用」により補償されます。

留学先での事故例

アメリカ 21才

横断歩道を渡っている際に赤信号無視の暴走車にはねられ、顔面・ひざ・腕・骨盤等骨折し入院手術となり、日本から家族が2人駆けつけた。手術後、入院生活が2か月を超え、現地でリハビリを行ったため高額医療費がかかった。

治療・救援者費用 約7,000万円

【支払金額内訳】 治療費用:約6,800万円 救援者費用:約200万円





アメリカ 42才

借りていた部屋のスプリンクラーに誤って接触して しまい、スプリンクラーが破損し、部屋を水浸しにして しまった。緊急対応のための費用・修繕費用・家賃損害 などが発生した。

個人賠償責任 約860万円

カナダ 17才

ホストファミリー宅でトイレットペーパーを多めに使用。 トイレを詰まらせ、バスルームを水浸しにしてしまった ため、修理代金が発生した。

個人賠償責任 約54万円





イギリス 20才

ホストファミリーと夕食に2時間ほど出かけ、帰ってきたら、ホームステイ先住居の裏庭側のドアが破られ空き巣に入られていた。ピアス、リング、ネックレス、サングラス、腕時計、ノートPCなどが盗られた。

生活用動產補償 約50万円

2017年・2018年 弊社調べ

海外でのトラブルの**72.9**%は健康にまつわるものです(2016年 弊社実績) 治療・救援費用が無制限*の「インフィニティプラン」で安心!!

インフィニティプランなら、もう自己負担の心配はありません!

アメリカ旅行中に脳卒中で入院。急きょ家族3人を呼び、手術を行う。 その後1か月、ICUでの入院を経て、医師同伴で帰国した。













※無制限とは治療·救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療·救援費用を終身補償するものではありません。

満70才以上の方には別途ご契約タイプをご用意していますので、取扱代理店・扱者または弊社に問い合わせください。

①短期留学プラン (保険期間31日まで)		満69才以下			
	ご契約タイプ	9T5	9T4	9Т2	1T2
	傷害死亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	150万円~ 5,000万円	90万円~ 3,000万円	30万円~ 1,000万円	30万円~ 1,000万円
	治療•救援費用				2,000万円
保	□原・私援買用 (支払限度額/1事故・1疾病あたり)	(疾病応急治療·救援費用 300万円限度)※2	(疾病応急治療·救援費用 300万円限度)※2	(疾病応急治療·救援費用 300万円 限度)※2	(疾病応急治療·救援費用 300万円限度)※2
険 金	緊急歯科治療費用*3 (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円
額	疾病死亡	3,000万円	1,000万円	500万円	500万円
	個人賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害*4 (携行品1つあたり10万円限度) (乗車券・航空券などの場合は5万円限度)	30万円	30万円	30万円	20万円
	旅行事故緊急費用※5 (支払限度額)	5万円	5万円	5万円	5万円
保険料	保険期間(以下同様)1日まで 2日まで 3日まで 4日まで 5日まで 6日まで 7日まで 7日まで 10日まで 11日まで 12日まで 13日まで 13日まで 15日まで 17日まで 21日まで 21日まで 23日まで 23日まで 25日まで 27日まで 29日まで 31日まで	2,730円 3,980円 5,310円 6,390円 7,890円 9,200円 10,820円 12,150円 13,120円 14,400円 16,480円 17,740円 18,930円 20,980円 20,980円 22,630円 24,760円 26,830円 24,760円 26,830円 31,090円 31,090円 33,300円 35,590円	2,370円 3,360円 4,350円 5,170円 6,350円 7,380円 8,740円 9,750円 10,520円 11,480円 13,320円 14,280円 15,230円 16,050円 16,840円 18,070円 19,780円 21,430円 21,430円 23,100円 24,710円 26,480円 28,210円 30,010円	2,130円 2,970円 3,740円 4,400円 5,380円 6,240円 7,440円 8,240円 8,910円 9,660円 11,350円 12,130円 12,130円 12,940円 13,650円 14,310円 15,270円 16,720円 16,720円 18,150円 19,500円 20,870円 22,380円 23,790円 25,300円	1,960円 2,720円 3,410円 4,000円 4,900円 5,680円 6,740円 7,470円 8,070円 8,750円 10,230円 10,950円 11,670円 12,310円 12,900円 13,770円 15,080円 15,080円 16,360円 17,580円 18,810円 20,180円 21,440円 22,800円

^{※1} 無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。※2 疾病応急治療・救援費用は保険期間31日までのご契約に限り、補償の対象となります。

^{※3} 緊急歯科治療費用は、保険期間31日までのご契約に限り補償の対象となります。ご旅行中に緊急に要した歯科治療費用に限り、10万円を お支払いの限度とします。

^{※4} 携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中 の限度とします。

^{※5} 旅行行程中の予期せぬ偶然な事故により負担を余儀なくされた、交通費、宿泊施設の客室料、食事代、通信費、渡航手続費、および渡航先で予定していたサービスの取消料などについて、保険期間中合計で5万円をお支払いの限度とします。ただし、食事代については5千円を保険期間中の限度とします。また、身の回り品購入費は10万円を保険期間中の限度とします。

渡航目的がワーキングホリデーの場合、 保険期間31日超からのお引き受けとなります。 32日~1年のプランからご選択ください。 ①旅行者(被保険者)が満15才未満(旅行出発日時点)の場合②申込人と旅行者(被保険者)が異なる場合で、旅行 上記①または②に該当する場合、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、同一の補償内容を提供する他

上記①または②に該当する場合、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、同一の補償内容を提供する他3,000万円を上限とさせていただきます。別途ご契約タイプをご用意していますので、取扱代理店・扱者または

②長期留学プラン ワーキングホリデープラン (保険期間32日~1年)

満69才以下で、現症・既往症*4のない方を対象としています。対象とならない方には、別のプランを 満**69才以下** 扱者または弊社にお問い合わせください。

(注)「個人賠償責任(長期用)」「生活用動産補償(長期用)」は帯同するご家族も補償の対象となり 場合は、当該補償のないご家族専用のプランを別途用意していますので、取扱代理店・扱者

^{※1} 無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。

^{※2 1}回の寄託手荷物遅延につき、10万円をお支払いの限度とします。

^{※3 1}回の出発遅延など、搭乗不能または着陸地変更につき、2万円をお支払いの限度とします。

^{※4} 現症・既往症とは次の場合をいいます。

[・]現在ケガや病気で医師の治療、投薬を受けているか、または医師から精密検査、定期的な診察、治療、投薬のいずれかをすすめられている。

[・]これまで継続して1か月以上入院したこと、または脳疾患、心疾患、ガンを患ったことがある。

28,230円

30,520円

32,820円

者(被保険者)の同意の署名が無い場合

の保険契約や共済とそれぞれ合算して 弊社へ問い合わせください。

ご用意していますので、取扱代理店・

ます。ご家族も留学先に帯同される または弊社にお問い合わせください。

8P2	8P1
1,000万円	1,000万円
30万円~ 1,000万円	30万円~ 1,000万円

補償なし	補償なし
1,000万円	1,000万円
1億円	1億円
50万円	30万円
10万円	補償なし
2万円	補償なし
27,150円	25,610円 26,760円
34,540円	32,770円
41,830円	39,940円
50,210円	48,190円
60,590円	58,160円
84,080円	81,140円
108,480円	105,100円
131,210円	127,390円
152,460円	148,200円
174,020円	169,330円
194,680円	189,540円
215,120円	209,540円
234,620円	228,610円
253,020円	246,560円

ご不明点がありましたら 取扱代理店または 扱者までお気軽に お問い合わせください。



	オプション				
保 険 緊急一時帰国費用 (支払限度額)		40万円	70万円	100万円	
額		緊急一時帰国費用は保険期間 3か月以上にセットできます。			
	保険期間(以下同様)3か月	4,730円	8,270円	11,820円	
	4か月まで	5,780円	10,110円	14,440円	
	5か月まで	6,700円	11,720円	16,740円	
/9	6か月まで	7,610円	13,330円	19,040円	
保险	7か月まで	8,530円	14,930円	21,330円	
険	8か月まで	9,450円	16,540円	23,630円	
料	9か月まで	10,370円	18,150円	25,930円	

11,290円

12,210円

13,130円

19,760円

21,370円

22,970円



10か月まで

11か月まで

1年まで

△ご注意

- 1. この保険は留学の目的をもって、自宅を出発してから自宅に帰着するまでの損害を補償の対象としています。 したがって、次の場合にはお引受けできませんので、予めご了承ください。
 - (1) 留学目的でない場合

出発

- (2)帰国予定が不明確な場合
- (3)永住権を持っている国へ移住する目的で渡航する場合(アメリカのグリーンカード保持者など) など
- 2. 保険期間の設定は、留学の目的をもって自宅を出発してから自宅に帰着するまで(=留学予定期間)とします。 ただし、この保険の最長保険期間は1年となりますので、留学予定期間が1年を超える場合には保険期間を1年と 設定し、満期(保険終期。以下同じ。)日以降のご契約については、延長・更新手続きいただきます。

② 最長保険期間ごとに、延長・更新いただきます。 ① 留学予定期間が保険期間になります。 留学予定期間 保険期間 出発 帰着 出発 ③ 留学予定期間の途中からの加入はできません。 留字予定期間 保険期間



④ 留学予定期間の途中までの加入はできません。



- 帰着 3. 申込書の記入内容によっては、お引受けできない場合またはご契約タイプを変更いただく場合があります。
 - (1)「ご契約タイプ一覧表 ②長期留学プラン/ワーキングホリデープラン(保険期間32日~1年)」は、ご年令満69才以下で現症・ 既往症のない方を対象としています。対象とならない方は、別途ご契約タイプをご用意しておりますので、取扱代理店・扱者 または弊社へお問い合わせください。
 - (2)旅行目的が留学の場合、申込人と旅行者(被保険者。以下同じ。)が異なる場合で、旅行者の同意の署名が無い場合、または 旅行者が旅行出発日時点で満15才未満の場合は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して 傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は3,000万円を上限とさせていただきます。
- 4. 保険期間3か月以上の契約には「一時帰国中補償特約」が自動でセットされます。

保険期間の中途において一時帰国(*)した場合でも旅行行程中とみなし、帰国中も傷害死亡、傷害後遺障害、治療・救援費用、疾病 死亡、個人賠償責任が補償されます。(*)一時帰国とは、旅行先・滞在先(以下「現地」といいます。)から連絡・休暇などの理由で 保険期間中に再びその現地へ出発することを条件として、一時的に帰国することをいいます。

延長・更新、解約について

- 1. 保険契約の延長・更新の場合には、満期前に必ずお手続きください。満期を過ぎてしまいますと、被保険者ご本人様 が海外に滞在したままでの延長・更新はできませんのでご注意ください。延長・更新手続き(申込み、保険料の払い 込みなど)は、被保険者ご本人様の委任を受けた日本における代理の方(ご家族・知人など)を介して、取扱代理 店・扱者または弊社へお申し出ください。ただし、延長・更新時の保険金請求内容・告知内容により、ご契約の延長・ 更新ができない場合がありますので、予めご了承ください。

残りの留学予定期間が1年未満の場合には、延長手続きをしていただきます。延長手続きには、「契約内容変更依頼書」の ご提出と「延長保険料」の払い込みが満期までに必要となります。

延長保険料は、「延長後の保険期間に対する保険料」-「既に払い込みいただいている保険料」になります。

残りの留学予定期間が1年以上の場合には、保険期間1年で更新手続きをしていただきます。更新手続きには、「申込書」の ご提出と「更新保険料」の払い込みが満期までに必要となります。

更新保険料は、「ご契約タイプ一覧表 ②長期留学プラン/ワーキングホリデープラン(保険期間32日~1年)」の保険期間1年の 保険料となります。ただし、満期を迎えるまでに商品改定があった場合には、新保険料(新補償内容)にて更新いただきます。

2. 保険契約を解約される場合には、取扱代理店・扱者または弊社へご連絡ください。

解約保険料は、契約者から書面によりご連絡いただいた日を 「解約請求日」とし、満期までの未経過保険期間に対する保険料 を返還します。ご契約の保険期間が2か月以上の場合、未経過 保険期間に対する保険料を1か月単位で返還します。未経過保険 期間が1か月未満の場合には返還保険料がありませんので、予め ご了承ください。

(例)8P4タイプを保険期間1年間で加入、保険期間10分用で解約する場合 10か月まで 保険期間 性まで 保険料 235,070円 276430円 差額保険料を返還します。 (276,430円-235,070円=41,360)円) ◀

加入(付保)証明書発行サービスについて

留学手続き、滞在許可証(VISA)申請などで、学校や大使館より加入(付保)証明書の発行を求められることがあります。 その場合には、ご契約された取扱代理店・扱者または弊社へご連絡ください。

- ▮ご連絡いただく内容… ❶ お名前、ご住所(滞在先)、お電話番号(滞在先) ❷ 契約証番号 ❸ 加入(付保)証明書提出先、用途
- ●種類(英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語からお選びください。)
- **⑤** 郵送先(FAXの場合は、FAX NO. をお教えください。)

アシスタンス・サービス

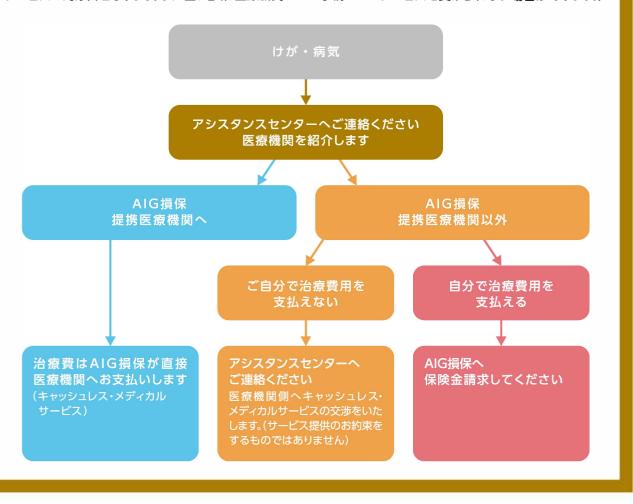
アシスタンスセンターでは、24時間・365日、日本語対応で、お客さまからのご相談に応じてサービスをご案内しています。

- 医療機関の紹介・手配をスピーディーに対応
- キャッシュレス・メディカルサービス
- ■パスポートやクレジットカードなどの紛失・盗難時の手続きのご案内 など

けがや病気による受診・保険金お支払いの流れ

ご加入後に「海外旅行保険 安心ガイド」等にてご確認いただける提供医療機関一覧以外にも、 医療機関をご紹介できる場合もございます。

ケガや病気でお困りの際には、まずは契約証や「海外旅行保険安心ガイド」等に記載のアシスタンスセンターへご連絡ください。海外では日本と異なり、事前に予約が必要なケースもありますので、アシスタンスセンタースタッフがお客さまの状況にあわせて、いち早く診療を受けられる医療機関を手配いたします。(補償の対象とならない費用や保険金額を超えた部分の費用はサービスの対象外となります。また国、地域、医療機関などの事情によりサービスを受けられない場合があります。)



■ご利用に際しての注意

- ※アシスタンスセンターでは、ご連絡いただいた内容をもとにお客さまの状況に適したサービスをご案内します。
- ※保険の対象とならない費用や保険金額を超えた費用は自己負担となります。
- ※国・地域・医療機関などの事情によりご希望のサービスをご利用いただけない場合があります。
- ※「緊急歯科治療費用」および「歯科治療費用」についてはキャッシュレス・メディカルサービスはご利用いただけません。
- ※サービスの内容や範囲は予告なく変更・中止することがあります。

Webによる総合ヘルスケア相談サービス Doctors Me

「安心をもっと身近に」というコンセプトのもと、健康への様々な悩みをWebによるサービスでサポートします。

インターネットが利用可能な場所で、いつでもご相談いただけます。

海外滞在中のお悩みに・・・

こんな時にご利用ください



- 海外で処方された薬に不安がある。
- 小さな子供の体調が悪い、 病院に行くほどでもないが相談したい。
- メンタルヘルスの相談を匿名で 相談したい。
- 出張先で感染症が流行している、 予防方法を知りたい。
- 打撲による膝の痛みについて
- 発熱後の咳と声が出ない症状について

スマートフォンから 日本語で相談できます。

困ったらすぐ! プロの専門家にご相談! 匿名で相談できます。 6種の専門家(医師、カウンセラー、薬剤師、歯科医師、栄養士、獣医師)が相談に回答します。

- ※ ご質問には、原則24時間以内に 回答します。
- ※ PCからもご利用 いただけます。



Doctors Meサービス利用方法

■ ご利用可能期間 海外旅行保険 加入期間中

■ 利用方法

海外旅行保険お申込み手続き完了後にお渡しする「海外旅行保険 安心ガイド」でご案内しています海外旅行保険加入者向けDoctors Me利用案内ページへアクセスし、利用方法の詳細や注意事項を確認ください。

※本サービスは、AIG損害保険株式会社が株式会社アドメディカに委託してご提供します。

※Doctors Me(ドクターズミー)は株式会社アドメディカの商標登録です。

※サービスは、今後予告なく変更または中止することがあります。

※引受けをお断りしている国や地域(申込書の告知事項欄に記載されています。)ではご利用いただけません。

※海外で利用される際には、Wi-Fi環境でアクセスされることをお勧めします。

基本となる補償

保険金の 種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。 (注)同一のケガにより、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合には、その額をご契約の保険金額から控除してお支払いします。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争 行為 ●自動車などの無資格運転、酒気 帯び運転、麻薬などを使用して の運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれら を原因とするケガ(例えば歩行 中に病気により意識を喪失し 転倒したためにケガをした
傷害 後遺障害 保険金	旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、 後遺障害の程度に応じて、ご契約の保険金額の3%~100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて合算し、ご契約の保険金額が 限度となります。	製品のたためにケガをした場合など) ●妊娠・出産・早産 ●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●自動車、オートバイなどの乗用具を用いて競技などをしている間のケガ ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染など
治療·救援 費用保険金	〈傷害治療費用部分〉旅行行程中のケガにより、医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて180日以内に実際に負担した費用をお支払いします。(1事故につき、ご契約の保険金額限度) 〈疾病治療費用部分〉次のいずれかに該当した場合に、治療開始日を含めて180日以内に実際に負担した費用をお支払いします。(1回の病気につき、ご契約の保険金額限度) ①旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病した病気(**1)により、旅行行程や了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合 ②旅行行程中に感染した感染症(**2)により旅行行程の終了日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合 〈救援費用部分〉被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。(1事故につき、ご契約の保険金額限度) ①旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に死亡した場合 ②旅行行程中に発病した病気(**3)が原因で旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合 ③旅行行程中に発病した病気(**3)が原因で旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合 ④旅行行程中のケガまたは旅行行程中に発病した病気(**3)が原因で継続して3日以上入院した場合(ファミリープランの場合、一部の費用については入院日数にかかわらず支払対象となるものがあります) ⑤旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合、または捜索・救助活動が必要な場合 ⑥旅行行程中に誘拐された場合、または行方不明になった場合(300万円上限)などのページへ続く)	●故意または重大な過失 ●自殺行為(*1)、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転(*1)、酒気帯び運転(*1)、麻薬などを使用しての運転 ●妊娠・出産・早産(*2)による疾病および歯科疾病(*3)の治療 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療 ●特にた陰な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●自動車、オートバイなどの乗用具を用いて競技などをしている間のケガ ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 など

保険金の 種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
治療•救援金	(※1)その原因が旅行行程中に発生したものに限ります。ただし、保険期間が31日までのご契約に限り、疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、支払対象となります。 (※2)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条に規定する一類感染症から四類感染症までをいいます。 (※3)旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。ただし、保険期間が31日までのご契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、支払対象となります。 【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 <馬舎、疾病治療費用部分> ●診察費(※4)、緊急移送費、治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料、入院・通院のための交通費および通訳雇入費・入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費(身の回り品購入費は5万円限度、合算で20万円限度) ●医師の治療を受けた結果、旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために実際に負担した交通費・宿泊費(※5) ・会庁に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ・数援費用部分> ・捜索救助費用 ・現地までの救援者の往復交通費(3名分まで) ・救援者の宿泊料(3名分まで、かつ1名につき14日分限度) ・ファミリープランの場合、被保険者が前記へ救援費用部分>の①から⑤までを理由に旅行行程を離脱した場合に付添者が旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費(14日分限度) ・現地からの移送費用 ・遺体処理費用(※6)(100万円限度) ・救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費などの諸雑費(合計で20万円限度。ファミリープランの場合は40万円限度) (※4)保険金請求のために必要な医師の診断書料を含みます。 (※5)払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その金額を差し引きます。	(※1) その行為の日を含めて180日以内に死亡した場合の救援費用を除きます。 (※2) 保険期間が31日までのご契約に限り、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特がの異常により医合には支払対象となります。ただし、妊娠満22週以後に発生したものを除きます。 (※3) 保険期間が31日までのご契約で「緊急歯科」となっている場合、旅行行政な発症・悪化については、10万円を限度に補償されます。
疾病死亡 保険金	次のいずれかに該当した場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。 ●旅行行程中に病気により死亡した場合 ●旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病した病気(*1)により、旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合(*2) ●旅行行程中に感染した感染症(*3)により、旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合 (※1)その原因が旅行行程中に発生したものに限ります。 (※2)旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限ります。 (※3)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条に規定する一類感染症から四類感染症までをいいます。	 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争 行為 ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 ●妊娠・出産・早産 ●歯科疾病

主な特約の概要

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
疾応救補(3の自さに急援債)では、大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大	旅行行程開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(**)が原因で、旅行行程中にその症状の急激な感化(***)により次の事由に該当した場合に、実際に負担した費用(***)をお支払いします。 《疾病治療費用部分》 ●継続して3日以上入院した場合(ファミリープランの場合、一部の費用については入院日数にかかわらず支払対象となるものがあります。) (※1)妊娠、出産・早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。(※2)症状の急激な悪化とは、旅行行程中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。 (※3)社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額をいいます。 (※3)社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用の額をお支払いします。 (※2)接費用部分>で契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が負担した次の費用の額をお支払いします。 (※2)提者の宿泊料(3名分まで、かつ1名につき14日分限度) など(我接費用部分)を支払限度額が300万円となります。 (注1)治療・救援費用の保険金額が300万円以上の場合は、1回の病気につき支払限度額が300万円となります。) (注2)医師の治療開始日を含めて30日以内に必要となった費用に限ります。また、自宅に被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)帰着後にかかた費用は支払対象外となります。 (注3)旅行行程中も負担することを予定していた次の費用は支払対象外となります。 (注4)次の費用は支払対象外となります。 ●通療療法、熱気治などの理学的療法の費用 ●インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用 ●インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用 ●あん摩、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ● 通療療法、外のといります。 ● 通療療法、禁治治などの理学的療法の費用 ● 職競、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用 ● 職競とおよびそれと同様の手術などに関わる費用 ● 職競とおよびそれと同様の手術などに関わる費用 ● 職競とおよびそれと同様の手術などに関わる費用 ● 職競となおよびそれと同様の手術などに関わる費用	 ●旅行行程終了後に治療を開始した場合 ●治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合 ●旅行行程開始前より、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(*) (※)診察の予約または入院の手配などが行われていた場合を含みます。

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	被保険者が、旅行行程中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物(※)に 損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 (※)レンタル業者より直接借り入れた旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室および 客室内の動産(セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。)、 居住施設内の部屋および部屋内の動産(建物または戸室全体を賃借して いる場合を除きます。)を含みます。 【お支払いする保険金】 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につき、ご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の 承認が必要です。	 ●故意 ●職務遂行に直接起因する損害 賠償責任(仕事上の損害賠償 責任) ●自動車、船舶、航空機、銃器など の所有・使用・管理による損害 賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償 責任
携行品損害補償特約	被保険者が、旅行行程中に携行している身の回り品(**)に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券などは事故後に支出した費用で合計5万円)を限度として、時価額(**2)を限度とし、また、保険期間を適じて、ご契約の保険金額限度) (※1)携行している身の回り品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類などをいいます。 (※2)保険の対象と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。 (注1)携行品に含まれない主な物は次のとおりです。現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用する物、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内)の物 など (注2)ご契約の保険金額が30万円を超える場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円と読みかえます。(ファミリープランの場合は30万円を60万円と読みかえます。(ファミリープランの場合は30万円を60万円と読みかえます。(注3)旅券については、その再発給または返航書発給の費用(領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料など)をお支払いします。(1事故につき5万円限度)(注4)運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。	 ●故意または重大な過失 ●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ●自然の消耗またはさび、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●置き忘れ・紛失 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 (注)レンタル業者から借り入れた旅行用品または生活用品に損害が生じ、レンタル業者から損害賠償を請求された場合は、「個人賠償責任補償特約」で保険金をお支払いすることができます。

(注)特約の詳細および記載のない特約については「保険の約款」をご参照ください。

その他の補償

① 短期留学プラン(保険期間31日まで)

保険金の 種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
緊急歯科治療費用	旅行行程中に生じた歯科疾病症状(**)の急激な発症・悪化により旅行行程中に歯科医師による緊急歯科治療(*2)を開始した場合、被保険者が旅行行程中に実際に負担した費用をお支払いします。(10万円限度) (※1)装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常により飲食に支障が生じる状態を含みます。 (※2)緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。 【お支払いする保険金】次の費用の額をお支払いします。 ●診察費、処置費および手術費 ●薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 ●X線検査費、諸検査費および手術室費 ●保険金請求のために必要な歯科医師の診断書費用	 ●緊急歯科治療を伴わない検査 ●義歯の提供を含む治療 ●審美歯科治療 ●義歯・歯科矯正装置の欠陥、自然消耗、性質によるさび・かび・変色、キズ・塗料のはがれなどの外観上の損傷 ●ブラッシング ●その他口腔衛生行為
旅行事故緊急費用	旅行行程中の予期せぬ偶然な事故(**1)により被保険者が旅行行程中に実際に負担した費用(**2)をお支払いします。 【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。(保険期間を通じ、①~⑥は合計でご契約の保険金額限度、⑦はご契約の保険金額の2倍限度) ①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③食事代(**3)(保険期間を通じ、ご契約の保険金額の10%限度) ④国際電話料など通信費 ⑤旅券印紙代、査証料、予防接種料などの渡航手続費 ⑥渡航先で予定していたサービスの取消料など ⑦身の回り品購入費(**4) (**1)公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行業者(ツアーオペレーターを含みます。)によって、事故の発生が証明されるものに限ります。 (**2)負担を余儀なくされた費用で、社会通念上妥当と認められる金額または同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額をいいます。(払い戻しを受けた額、負担を予定していた金額などは除きます。) (**3)食事代については、a.またはb.のいずれかに該当した場合に限りお支払いします。 a. 搭乗予定の航空機について6時間以上の出発遅延、欠航・運体、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗していた航空機の着陸地変更により、6時間以内(着陸地変更の場合は、着陸時刻から6時間以内)に代替となる他の航空機を利用できない場合 b. 航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の遅延により乗継予定だった出発機の代替となる他の航空機を利用できない場合 (**4)身の回り品購入費については、次の費用に限りお支払いします。旅行行程中に携行する身の回り品で航空機(定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。)の搭乗時に航空会社に連搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬	 ●故意もしくは重大な過失または 法令違反 ●自殺行為、犯罪行為または闘争 行為 ●自動車などの無資格運転、酒気 帯び運転、麻薬などを使用して の運転中の事故 ●むちうち症、腰痛、その他の症状 でそれを裏付けるに足りる医学 的他覚所見のないもの ●妊娠・出産・早産 ●歯科疾病 ●運行時刻が定められていない 交通機関の遅延または欠航・ 連休 ●地震・噴火またはこれらによる 津波 ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染

② 長期留学プラン / ワーキングホリデープラン(保険期間32日以上)

保険金の	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任(長期契約用)	被保険者が、旅行行程中の次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物(*1)に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ●渡航の目的のために供される宿泊施設、居住施設の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 (※1)レンタル業者から直接借り入れた旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室および客室内の動産、居住施設および部屋内の動産(※2)を含みます。 (※2)建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合の部屋の損害、部屋以外の損害の場合は、火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水漏れにより与えた損害に限ります。 (注)この特約は、「賠償責任・生活用動産の家族補償特約(長期契約用)」が自動セットされ、ご家族も被保険者となります。 【お支払いする保険金】次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。	 ●故意 ●職務遂行に直接起因する損害 賠償責任(仕事上の損害賠償 責任) ●親族に対する損害賠償責任 ●自動車、船舶、航空機、銃器など の所有・使用・管理による損害 賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 など
生活用動産補償(長期契約用)	海外現地の宿泊・居住施設に保管中の家財(*)および通学・買物・旅行などの際に携行している身の回り品(*)が、火災・盗難などの偶然な事故により損害を受けた場合、家財・身の回り品など1個(1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券などは5万円)を限度として、時価額で算定した損害の額または修繕費をお支払いします。(時価額を限度とし、また同一保険年度ごとに、ご契約の保険金額限度)(※)被保険者が旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りた物を含みます。 (注1)現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用する物などは含みません。 (注2)旅券については、その再発給または渡航書発給の費用(領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料など)をお支払いします。(1事故につき5万円限度) (注3)この特約は、「賠償責任・生活用動産の家族補償特約(長期契約用)」が自動セットされ、ご家族も被保険者となります。	 ●故意または重大な過失 ●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ●自然の消耗またはさび、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●置き忘れ・紛失 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷
航空機寄託 手荷物遅延	旅行行程中に携行する身の回り品で航空機(*1)の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかった場合、航空機到着後96時間以内に被保険者が実際に負担した必要不可欠な衣類、生活必需品、身の回り品の購入費(*2)をお支払いします。(1回の寄託手荷物遅延につき、10万円限度) (※1)定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。 (※2)貸与を受けた場合の費用を含みます。 (注)寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入し、または貸与を受けたことによる費用は除きます。	 ●故意もしくは重大な過失または 法令違反 ●地震・噴火またはこれらによる 津波 ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染

「個人賠償責任補償特約(長期契約用)」・「生活用動産補償特約(長期契約用)」において、被保険者の範囲は、本人(※)および日本国外に居住する次の方となります。

- ①本人の配偶者 ②本人または本人の配偶者と生計を共にする同居の親族 ③本人または本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- (※) 保険申込書・契約画面の被保険者欄に記載の方を「本人」といいます。

その他の補償

② 長期留学プラン / ワーキングホリデープラン(保険期間32日以上)

保険金の 種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
航空機遅延費用	次のいずれかに該当した場合、出発地(または乗継地・着陸地)において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が実際に負担した費用をお支払いします。(1回の出発遅延など、または乗継遅延につき、2万円限度) <出発遅延など> ● 搭乗予定の航空機について以下の事由が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合 ① 6時間以上の出発遅延 ② 欠航・運休 ③ 航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能 ● 搭乗していた航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合 < 乗継遅延> ● 航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継の予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないとき 【お支払いする保険金】 ● ホテルなどなの移動に要するタクシー代などの交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用したときの費用 ● 国際電話料など通信費 ● 目的地における旅行サービスの取消料	 ●故意もしくは重大な過失または 法令違反 ●地震・噴火またはこれらによる 津波 ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染

② 長期留学プラン / ワーキングホリデープラン(保険期間3か月以上)

保険金の 種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
緊急一時帰国費用	海外渡航期間中に生じた次の事由により一時帰国したとき、実際にご負担した費用をお支払いします。 ①配偶者または2親等以内の親族の死亡 ②配偶者または2親等以内の親族の搭乗する航空機または船舶の遭難・行方不明 (注1)前記の事由が生じた日を含めて10日を経過した日までに一時帰国し、かつ、帰国日(入国手続きを完了した日)を含めて30日以内に再び海外の居住地へ戻ることが支払要件となります。 【お支払いする保険金】次の費用の額をお支払いします。 ●往復交通費 ●宿泊料(14日分限度) ●通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費などの諸雑費(宿泊料と合計で20万円限度) (注2)同一の事由により複数回帰国した場合は、2回目以降の帰国に要した費用は支払対象外となります。ただし、同一の配偶者または2親等以内の親族の危篤により2回以上帰国した場合で、2回目の一時帰国後30日以内に死亡した場合は、2回目の一時帰国についても支払対象となります。 (注3)ご契約者、または被保険者が勤務先の慶弔規定などにより給付を受ける場合は、その額を差し引いた額をお支払いします。 <家族緊急一時帰国費用追加補償特約をセットする場合>被保険者に帯同する家族(配偶者、子、または被保険者と生計を共にする3親等以内の親族)が一時帰国した場合に支出した費用を、追加してお支払いします。	 ●次の事由によって生じた費用に対しては、保険金をお支払いしません。 ・故意または重大な過失 ・海外渡航期間開始前に発病した病気 ●配偶者または2親等以内の親族に「保険金をお支払いする主な場合」①②の原因または③が生じる前に購入または予約していた航空券などを利用して一時帰国した場合

② 長期留学プラン / ワーキングホリデープラン(保険期間6か月以上)

保険金の 種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
歯科治療費用	旅行行程中に歯科疾病を発病し、歯科医師による歯科治療を開始した場合に、治療開始日を含めて180日以内に[実際に負担した治療費用(社会通念上妥当な金額)×50%(縮小割合)]をお支払いします。(同一保険年度ごとに、10万円限度)【お支払いする保険金】次の費用の額をお支払いします。 ●診察費、処置費および手術費 ●薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 ●X線検査費、諸検査費および手術室費 ●保険金請求のために必要な歯科医師の診断書費用 (注)初年度契約については、保険期間の初日から90日までの間に発病した場合は、支払対象外となります。	 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争 行為 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい 剤などの使用 ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 ●歯科治療を伴わない検査 ●予防治療、矯正治療(*) (※)歯並び、歯のすき間もしくはかみ合わせなどの矯正、または歯の漂白などの美容目的の治療をいい、顎関節症の治療を含みます。

「歯科治療費用」について

「ご契約タイプ一覧表②長期留学プラン/ワーキングホリデープラン (保険期間32日~1年)」のうち、TP4、TP3、TP2、TP1の4タイプが対象となります。

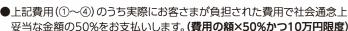
〈お支払いする保険金〉

①診察費、処置費および手術費

②薬剤費、治療材料費および医療器具使用料

③X線検査費、諸検査費および手術室費

④保険金請求のために必要な歯科医師の診断書費用



- 妥当な金額の50%をお支払いします。(費用の額×50%かつ10万円限度)
- ●歯科治療費用についてはキャッシュレス・メディカルサービスがご利用 になれません。お客さまご自身で全額お支払いいただいた後、弊社まで ご請求ください。
- ●留学中に歯科疾病を発病し、歯科医師による歯科治療を開始された場合 に保険金をお支払いします。
 - ※ただし、初年度契約については、保険期間の開始日から90日までの間 (待機期間)に発病した場合はお支払いの対象となりません。(2年目以降 の継続契約の場合は待機期間はありません。)
- ●歯科医師の治療を開始した日を含めて180日以内に要した費用に限ります。
- ●歯科医師による歯科治療のうち、予防治療、矯正治療(歯並び、歯のすき間もしくはかみ合わせなどの矯正、または歯の漂白などの 美容目的の治療をいい、顎関節症の治療をふくみます。)、歯科治療を伴わない検査費用はお支払いの対象とはなりません。
- ●お支払いする保険金の総額は、歯科治療費用保険金額をもって保険期間(保険のご契約期間)中のお支払いの限度とします。 保険期間が1年を超える契約の場合には、保険年度を通じてのお支払いの限度とします。



保険金:5万円(50%)

(例)お支払いされた費用:10万円

自己負担:5万円(50%)

90⊟

X

補償されません

AIG損害保険株式会社は文部科学省が行っている「トビタテ!留学JAPAN」の協賛企業です。

トビタテ! 留学JAPANとは

※出典:「トビタテ!留学JAPAN」公式サイト

「トビタテ!留学JAPAN」とは政府だけではなく、官民協働のもと 社会総掛かりで取り組む「留学促進キャンペーン」です。

文部科学省は、意欲と能力ある全ての日本の若者が、海外留学に自ら一歩を踏み出す機運を醸成することを目的として、2013年10月より留学促進キャンペーン「トビタテ!留学JAPAN」を開始しました。政府だけでなく、社会総掛かりで取り組むことにより大きな効果が得られるものと考え、各分野で活躍されている方々や民間企業らの御支援や御寄附などにより、官民協働で「グローバル人材育成コミュティ」を形成し、将来世界で活躍できるグローバル人材を育成します。

これらの取組により、「日本再興戦略〜JAPAN is BACK」(2013年6月14日 閣議決定)において掲げた目標である東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年までに大学生の海外留学12万人(現状6万人)、高校生の海外留学6万人(現状3万人)への倍増を目指します。

留学促進キャンペーン「トビタテ! 留学JAPAN」の主な取組のひとつとして、「官民協働海外留学支援制度~トビタテ! 留学JAPAN日本代表プログラム~」が2014年からスタートしました。



Memo

●このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門 4-3-20

03-6848-8500

午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

https://www.aig.co.jp/sonpo



お問い合わせ・お申し込みは